●週刊T&Amaster
☎0120-6021-86

商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html 見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html

立ち読みコーナー https://www.lotus21.co.jp/ta

統括官がトップマネジメント等と面談

税務CG、対象拡大に向け 調査部一般部門で試行

先般、国税庁は令和4事務年度における税務に関するコーポレートガバナンス(税務CG)に係る取組状況等を公表し、今後の方向性として調査部特官所掌法人以外の法人への対象拡大などを検討していることを明らかにした。そこで本特集では、税務CGの取組の拡大に向け、東京局調査部、名古屋局調査部で実施されている一般部門所掌法人に対する試行についてQ&A形式で確認する。

● 調査部特官所掌法人以外の法人も対象へ



税務CGの取組について、どのような検討が行われていますか。

現状、税務CGの充実に向けた取組は調査部特別国税調査官所掌法人(特官所掌法人)を対象に実施されていますが、国税庁が2月21日に公表した税務CGに係る「令和4事務年度の取組状況等」では、特官所掌法人以外の法人への対象拡大や対象法人の実情に応じた実施方法等を検討している旨が明らかにされました。なお、同庁は、税務CGの充実が期待される企業として、①上場企業、②内部統制システムの整備が義務付けられている企業を挙げ、①②以外でも事業規模が一定程度ある場合は、税務CGの充実を通じて税務コンプライアンスの維持・向上を図ることが効果的であるとしています。

● J-CAP制度の開始に伴い審理機能を強化



まず特官所掌法人に対する税務CGの取組について教えてください。

東京局の特官所掌法人に対する税務CGの取組を見てみましょう(図1参照)。同局の税務CGのプロセスでは、部次長がトップマネジメントと面談して「税務CG評価結果」を伝えています。また、令和5年10月から税務CGの取組の一環として、J-CAP制度の試行を開始しています。この取組は、新規性の高い形態の取引等について税務上の取扱いを早期に回答し、企業の税務リスクを低減させることなどを目的としたものです。

J-CAP制度の試行に伴い、東京局調査部は特官班(Eグループ・5班)を税務CG及び審理担当に振り替えるなど審理機能を強化しています。